

一宮町火入れに関する条例施行規則を次のように定める。

令和4年3月31日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町規則第 7 号

一宮町火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一宮町火入れに関する条例（昭和59年一宮町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第2条第1項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間の開始する日の7日前までに、火入れ許可申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負（委託）契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負（委託）契約書の写し

(許可・不許可の通知)

第3条 町長は、条例第4条の規定により前条の申請に関し、許可したときは、火入許可証（別記第2号様式）を申請者に交付するものとし、不許可としたときは、火入不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条)

火 入 れ 許 可 申 請 書

年 月 日

一宮町長 様

申請者 住 所
氏 名

次のとおり火入れを行いたいので許可されたく、一宮町火入れに関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

火 入 地	所 在 地	
	所有者(管理者)	
	地 種 区 分	保安林 () ・ 普通林 ・ 原野 ・ その他 ()
	所 有 区 分	国有林 () ・ 公有地 () ・ 私有地 ()
	面 積	総 面 積 ヘクタール
火 入 期 間		年 月 日
火 入 目 的		1. 地ごしらえ 2. 開墾準備 3. 害虫駆除 4. 焼畑 5. 採草地改良
火 入 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 (人) ・ 女 (人) 計 (人)
	防 火 帯	延長 (m) ・ 幅員 (m)
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		添付書類 通

(注) 保安林の () の中には保安林種を、その他の () には土地現況を、所有区分の () には所有区分の細分(部分林・部落所有林・社寺有林等)を記入すること。

第2号様式 (第3条)

火 入 許 可 書

年 月 日

申請人 様

一宮町長 ⑩

年 月 日付で申請のあった火入れは、次のとおり許可する。

火 入 地	所 在 地	
	所有者(管理者)	
	地 種 区 分	保安林 ()・普通林・原野・その他 ()
	所 有 区 分	国有林 ()・公有地 ()・私有地 ()
	面 積	総 面 積 (ヘクタール)
火 入 責 任 者		
火 入 目 的		1. 地ごしらえ 2. 開墾準備 3. 害虫駆除 4. 焼畑 5. 採草地改良
指 示 事 項		
備 考		
実 施 報 告		この件について 年 月 日に火入れを実施いたしましたので 報告いたします、 <div style="text-align: right;">火入者</div>

火 入 不 許 可 通 知 書

年 月 日

申請人 様

一宮町長 印

年 月 日付けで申請のあった火入れについては、下記の理由により許可できませんので通知します。

記

不許可理由